

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可の包括同意基準

藤沢市建築審査会

制定 昭和60年 9月 7日

(趣旨)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第56条の2第1項ただし書の規定による許可（以下「日影の許可」という。）に係る建築審査会の同意を求められた場合に、周囲の居住環境を害するおそれがないと認められるものにあらかじめ包括的に同意する基準を定めて許可手続きの迅速化及び簡素化を図るものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、建築基準法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。）の例による。

- (1) 日影 冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、法別表第四（は）欄に掲げる平均地盤面からの高さの水平面に生じさせる日影をいう。
- (2) 既存不適格建築物等 法第3条第2項の規定に基づき、法第56条の2の規定が適用されない建築物又は既に日影の許可を受けた建築物をいう。
- (3) 増築等 増築、改築、移転をいう。
- (4) 計画建築物 増築等をする建築物をいう。
- (5) 増築等における日影 既存部分がないものとみなした場合の日影をいう。

(建築審査会の同意)

第3条 この基準に基づく許可については、既に建築審査会が同意したものとみなす。

(建築審査会への報告)

第4条 市長は、この基準により日影の許可をしたときは、その許可の内容をすみやかに建築審査会に報告しなければならない。

(適用の範囲)

第5条 この基準の適用の対象は、既存不適格建築物等が存する敷地内におい

て増築等を行う場合（法第56条の2第1項ただし書に規定する、政令で定める位置及び規模の範囲内において増築等を行う場合を除く。）に限り適用する。

（許可基準）

第6条 増築等における日影が法第56条の2第1項本文の規定に適合するもので、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 既存不適格建築物等の平均地盤面からの計画建築物の高さが、法別表第四（は）欄に掲げる数値以下のもの。
- (2) 増築等における日影が敷地境界線からの水平距離が5メートル以内の範囲に収まるもの。ただし、増築等により平均地盤面が下がる場合は、既存不適格建築物等の平均地盤面を適用する。

附 則

この基準は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和62年11月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年8月1日から施行する。